

小田原藩生産方役所による炭の流通統制と地域社会の動向

桐生海正

はじめに

一 研究対象の概要

(一) 西山家組合について

(二) 組合取締役佐治兵衛について

二 流通統制の前提と明治初年の藩政改革

(一) 幕末における炭の生産と流通統制の前提

(二) 明治初年の藩政改革と炭の流通統制

三 小前百姓の反発と佐治兵衛の主張

(一) 小前百姓の反発

(二) 佐治兵衛の主張

四 「諸品勝手売」実現後の「土台釜」運用問題

おわりに

はじめに

一九五〇年代以降、徐々に加速する高度経済成長の中で、石油や天然ガス、電気などの次世代のエネルギーが急速に注目を浴び、エネルギー資源の中心を担っていった。一方、それまで主役を担った石炭や薪炭はその地位を追われた。しかし、本稿で検討する炭は、それまで暖房や炊事、また嗜好としての茶の湯などで生活に密着した物質の一つであったことは間違いない。近世においていえば、將軍から庶民に至るまで社会のあらゆる階層に使用された日用品であった。また、金属加工のために工業用に使用された点も見逃せない⁽¹⁾。

日本近世史における薪炭の研究は、巨大都市江戸の周辺に限ってみても、一九七〇年前後から盛んになり、当初は幕領を中心にその成果が生み出された。伊豆国天城山の御用炭仕出しに関する研究が嚆矢となり、その

後、大友一雄氏によって近世後期の幕府炭会所による大規模な薪炭流通政策が明らかにされた。⁽³⁾しかし、江戸市場での品不足、価格騰貴を抑える目的で設置された炭会所は、結果として都市の矛盾を村方に転嫁することとなり、農民闘争を引き起こしたことが明らかにされた。一方、恒常的にも江戸のヒンターランドとして秩父地方では材木・薪炭生産が発展したことも指摘された。⁽⁴⁾その他、君塚仁彦氏のように江戸城御用炭役という「役」を村方が請け負った事例も報告されている。⁽⁵⁾このように江戸近国幕領の炭の生産が、幕府炭会所の主導や、近世特有の「役」の請負によりなされた点が特徴的である。

その動向に対して、江戸近郊の藩領の薪炭生産は十分な蓄積がなされていない。こちらは近年ようやく佐倉藩⁽⁶⁾や川越藩房総分領、岩槻藩房総分領⁽⁸⁾などで実証的な研究がなされ、炭の専売制の問題や藩による「御手籠」と呼ばれる直接生産が行われた様子が解明されつつある。俯瞰的に見れば、都市江戸の発展と薪炭需要に対して、幕領のみならず、薪炭供給地としての江戸周辺藩領域において、どのような政策意図・地域社会の動向の下で薪炭の生産・流通が行われたのか研究していく必要がある。

本稿では以上のような問題関心に拠りながら、関東でも西相模に位置した小田原藩領を研究対象とし、明治初年に設置された生産方役所の政策（炭の流通統制）の問題を、地域社会の動向と対比しつつ検討する。小田原藩生産方役所の政策については、『神奈川県史』やその他の郷土史を見てもその記述は皆無である。唯一『小田原市史』通史編近世（小田原市、一九九九年）では「生産方では、炭・薪をはじめ竹木や柑橘類などの一手買入れ、すなわち藩による専売や櫛・漆などの植栽が試みられている。実際に真鶴村や江之浦村などでは海草の一手買上げを命じたことが確認でき

るが、こうした専売制の導入が本格的に試みられたのは、江戸時代を通じてはじめてのことであった（一九九八頁）との記述があるのみで、実際の政策や地域社会の動向は不明である。⁽¹¹⁾明治初年小田原藩の藩制改革を研究し、『山北町史』の編纂にも関わった岩崎孝和氏による一連の研究が、体系的なまとめを見ぬまま過ぎ去ってしまった今、小田原藩領内の山村を事例に幕末維新期の様相を、実証的に解明していく研究が必要とされている。小田原藩生産方役所による炭の流通統制が実施されることにより、地域社会はどのように対応していったのか。「上位権力による政策と地域社会」という視点を意識しつつ、その中間で立ちまわった西山家組合取締役佐治兵衛の動向に着目することで、藩当局と地域社会の双方に目を配りながら考察を深めていく。

一 研究対象の概要

(一) 西山家組合について

最初に、近世後期における小田原藩の地方支配の特徴を述べる。小田原藩領では、城附領独自の東筋・中筋・西筋という行政区分が存在し、その下で各組合村が設置され、地方支配の根幹を成した。組合村の設置は早い例では安永一〇年（一七八一）三月付や寛政元年（一七八九）三月付の組合村議定書の存在が確認されるが、具体的な村の構成や動向がわかるのは文政期以降のことである。⁽¹³⁾各組合村には、取締役が置かれ、当初は組合村の名主クラスの中から二〜四名が任命された。⁽¹⁴⁾この取締役の職務は、質素儉約の励行、風俗の取締り、年貢関係の業務、夫役の割り当て、諸書上類のとり

まとめなど、その役割は多岐に渡った⁽¹⁵⁾。なお、天保二年(一八三二)の段階をもって、取締役は原則的に一組合一名と定められている⁽¹⁶⁾。これ以降、幕末まで小田原藩の地方支配のあり方は幾度かの改編を経て、組合村や取締役の中間管理組織としての役割は強化されていった。一方、各筋には地方代官が置かれ、支配を行った時期もあったが、安政三年(一八五〇)には、筋分支配は廃止され、一領支配が行われた⁽¹⁷⁾。こうした再編を契機に幕末になると相模国の城附領では、組合取締役の上に新たに「三筋惣代取締役」と称する役職が設置された⁽¹⁸⁾。おそらく代官による筋分支配を廃止したことを補う目的だろう。

ここで安政二年正月の段階の相模国における組合村の概念図を示しておく(図1を参照)。この地方支配の構図は、明治四年に断行された「廃藩置県」まで維持され、本稿で対象とする明治初年の段階でもこの区画を基に地方支配が行われていた。

本稿で扱う西山家組合(図2を参照)は、相模国の西部に位置し、山村中心の組合村である。属する村々は、皆瀬川・都夫良野・湯触・川西・山市場・神繩・中川・玄倉・世附村の九ヶ村である。表1は西山家組合の村々の石高・戸数・人数・農間稼ぎなどをまとめたものである。まず表からは石高のほとんどが畑方で、戸数も数十軒程度、村民数も数十人から数百人程度であることがわかる。典型的な畑作山村地帯であることが窺えよう。また、農間稼ぎとして、萱・薪・策・蓑笠・炭など林野生産物を利用して、渡世の足しにしていることもわかる。

例えば具体的に、西山家組合取締役の佐治兵衛が居住した神繩村について、天保五年四月「地誌御調書上」⁽¹⁹⁾より見てみよう。神繩村は、高六八石七斗二合で、田はなく、すべて畑の村である。家数四四軒、農間稼ぎ

小田原藩生産方役所による炭の流通統制と地域社会の動向

には「此儀蓑ヲ作り川村辺ニ持出し、代ニ替渡世之たしに仕候、尤焼炭も仕候而同断」と、近隣の川村山北辺へ蓑や焼いた炭を持って行き、銭に替えて渡世の足しにしていたという。基本的な支配は、宝永四年(一七〇七)の富士山噴火による砂降り・酒匂川の氾濫により一時幕領であった時期もあるが、延享四年(一七四七)、幕府代官蓑笠之助の支配から小田原藩藩主大久保忠興へと戻されて以降、小田原藩の支配が続いた。

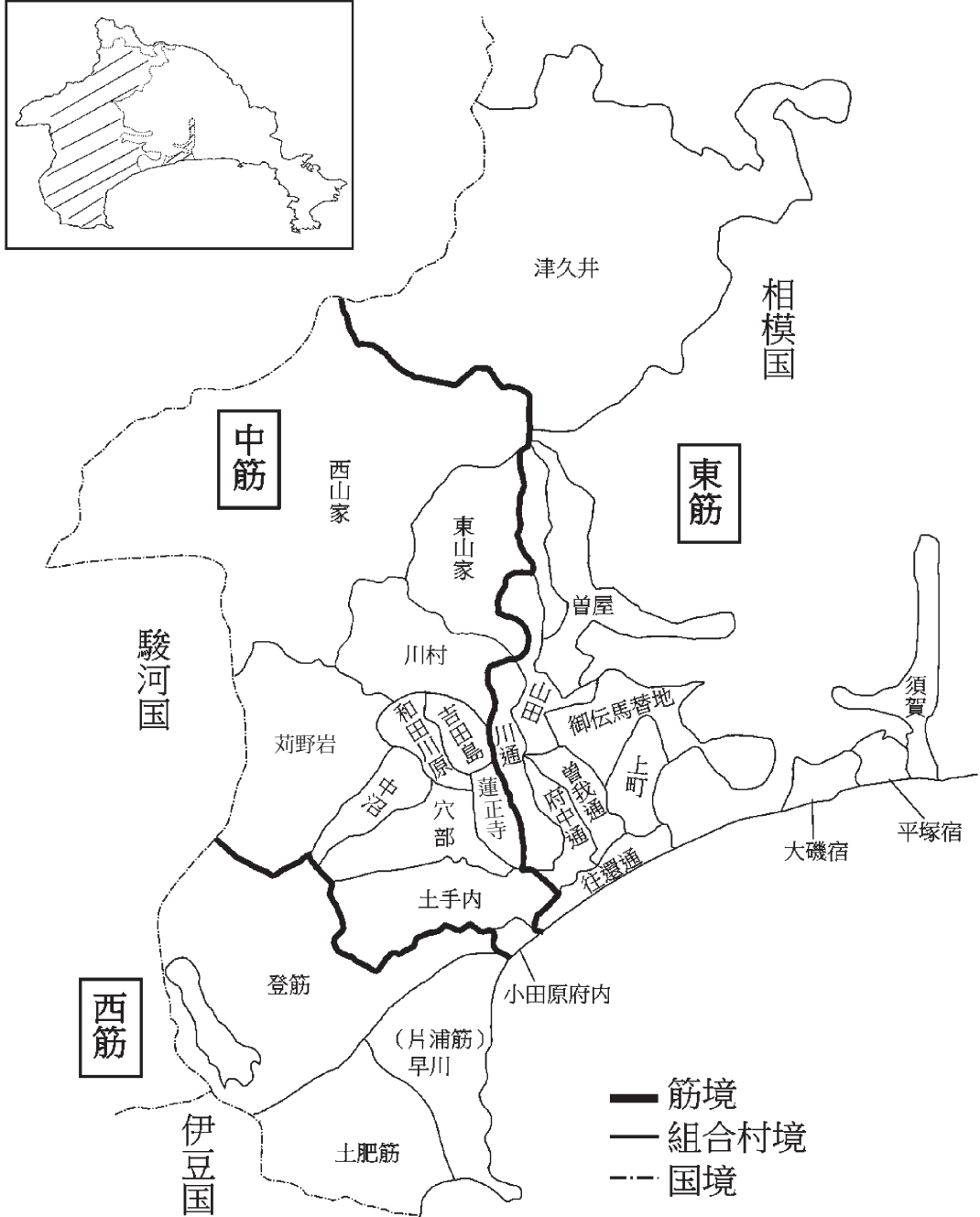
なお、西山家組合の階層構造は、幕末の段階で、組合取締役が一名、その下に、組合惣代が二名選ばれた。各村では村役人層が村政を担い、その下で小前百姓が村の構成の大部分を占めていた。

(二) 組合取締役佐治兵衛について

このような西山家組合において、組合取締役を務めたのが、神繩村名主の佐治兵衛であった。佐治兵衛が組合取締役に任じられた正確な時期は不明であるが、幕末維新期には、その役を勤めていた。以下、佐治兵衛について若干の紹介をしたい。佐治兵衛はもともと、江戸東部裏六番町鈴木左門家(旗本家)から養子に來た人物であり、明治三年(一八七〇)の段階で、五三歳であった⁽²¹⁾。嘉永二年(一八四九)に、養父佐右衛門が病死したため、家督を相続し、名主となった⁽²²⁾。慶応元年(一八六五)には、脇差の帯刀が許可され、明治五年(一八七二)、第二二区の副戸長に就任している⁽²³⁾。以降の彼の動向は必ずしも明らかでないが、晩年は、小学校に備品を寄付する等、地域の運営に尽力したものと思われる。

佐治兵衛は、明治二年六月の生産方役所設置に伴い、西山家組合取締役と兼帯で御取扱役に任じられた。炭の流通統制に際し、小前百姓の反発

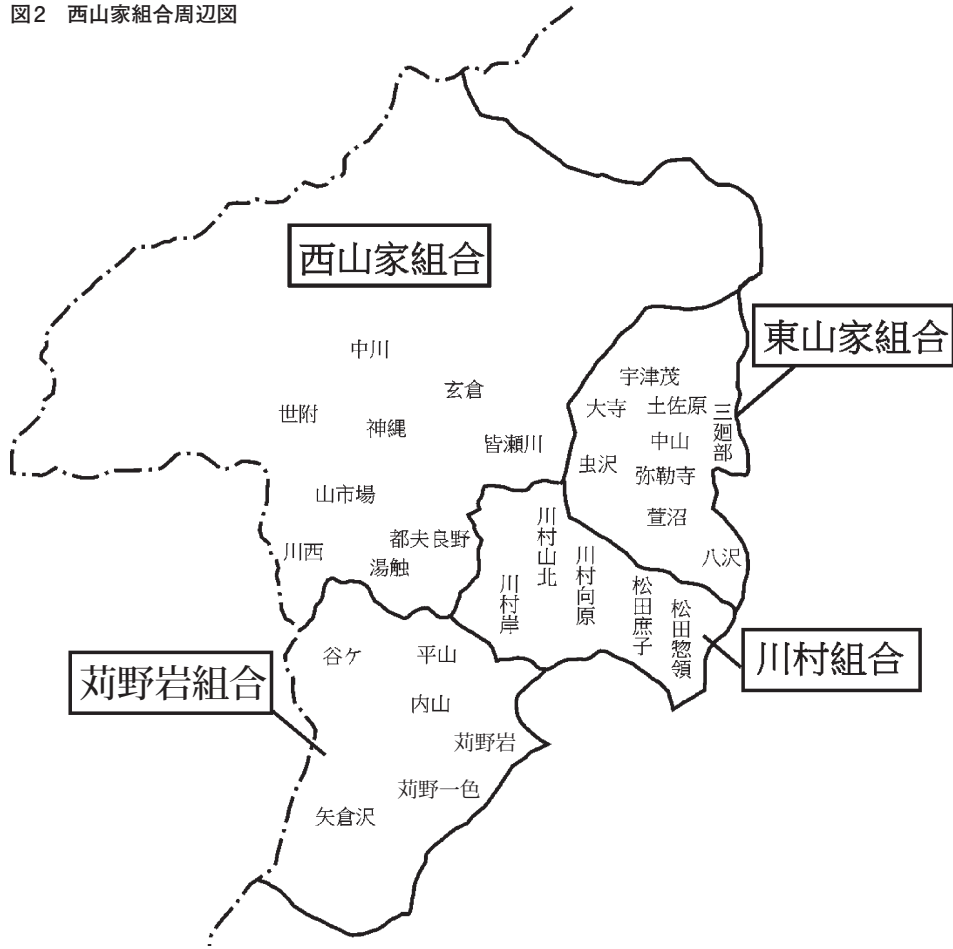
図1 相模国における小田原藩の組合村概念図



小田原藩生産方役所による炭の流通統制と地域社会の動向

*安政2年正月「小田原藩主大久保加賀守之録(録)高明細書」[曾我谷津 長谷川家文書] (『小田原市史』史料編近世Ⅲ藩領2、小田原市、1990年、NO.1) を基に作成した (図2も同様)。作成にあたっては、「相模国における組合村概念図」(『小田原市史』通史編近世、小田原市、1999年、679頁) を参考に、『角川地名大辞典14神奈川県』(角川書店、1984年)、『日本歴史地名体系14神奈川県の地名』(平凡社、1984年)、各自治体史、国土地理院発行の諸地図を基にした。本論との関わりにより、駿河国・伊豆国の西筋にあたる組合村は省略した。

図2 西山家組合周辺図



小田原藩生産方役所による炭の流通統制と地域社会の動向

を受ける一方、民意にも一定の理解を示し、藩当局とも交渉に当たった彼の動向を追求することで、藩当局と地域社会双方のねらいや思惑について考察を深めていきたい。

二 流通統制の前提と明治初年の藩政改革

(一) 幕末における炭の生産と流通統制の前提

小田原藩で生産方役所が設置され、炭の流通統制が行われる以前は、当地方ではどのように炭が生産され、流通していたのであろうか。幕末の段階を中心にアウトラインを示しておきたい。

西山家組合における炭焼きの初見は、皆瀬川村における承応元年（一六五二）二月五日「年寄衆炭代金」と書かれた断簡である。²⁵ この断簡より、近世初頭から小田原藩士に上納するなどの理由から、百姓が炭焼きに従事していたことがわかる。また、先に見た表1からも明らかかとおり、近世中期になると西山家組合一体で炭の生産の記述が散見されるようになる。皆瀬川村の村鑑を参考とすると「男女渡世之儀、耕作之間男ハ真木・堅炭・鍛冶炭□□拔山取仕、女ハ川村山北へせをい、二而下し申候」²⁶、「都夫良野・湯触・川西・山市場・神縄山ニ而萱・薪苧取、小田原宿江持出、銭代替渡世之足ニ仕候、但シ山物何ニ而御十分一川村御関所へ上納仕候」²⁷と、そこで生産された薪や炭・萱などの林野生産物は女性の背負いなどの運搬方法で、近隣の川村

備考	参考文献
高の内、119石9斗2升7合が畑石盛。	『山北町史』資料編近世(山北町、2003年)No.5
	『山北町史』資料編近世(山北町、2003年)No.6
	青山孝慈・青山京子『相模国村明細帳集成』三(岩田書院、2001年)
田畑10町4反7歩の内、畑方10町3反3畝1歩。	『山北町史』資料編近世(山北町、2003年)No.8
石高の内、畑高45石8斗1升4合。	『山北町史』資料編近世(山北町、2003年)No.9
	『山北町史』資料編近世(山北町、2003年)No.10
田は、「年々川成水入亥砂埋凡無開発」。	『山北町史』資料編近世(山北町、2003年)No.12
	『山北町史』資料編近世(山北町、2003年)No.13
反別43町1反11歩の内、畑方37町5反6畝12歩。	『山北町史』資料編近世(山北町、2003年)No.15
	石高は、貞享二年の史料を用いた(『小田原市史』史料編近世Ⅱ藩領Ⅰ、小田原市、1990年、NO.1)。軒数は、『新編相模国風土記稿 第一巻』(雄山閣、1958年)を用いた。
	『山北町史』資料編近世(山北町、2003年)No.16
反別すべて畑。	『山北町史』資料編近世(山北町、2003年)No.17
反別31町3反6畝1歩の内、畑方21町7反1畝6歩、山畑6町1反8畝18歩。	『山北町史』資料編近世(山北町、2003年)No.18
	『山北町史』資料編近世(山北町、2003年)No.19
	石高は、貞享二年の史料を用いた(『小田原市史』史料編近世Ⅱ藩領Ⅰ、小田原市、1990年、NO.1)。軒数は、『新編相模国風土記稿 第一巻』(雄山閣、1958年)を用いた。
	石高は、貞享二年の史料を用いた(『小田原市史』史料編近世Ⅱ藩領Ⅰ、小田原市、1990年、NO.1)。軒数は、『新編相模国風土記稿 第一巻』(雄山閣、1958年)を用いた。

山北や直接小田原城下の小田原宿へと運ばれたことがわかる。なお、運搬の際には、街道沿いの関所で十分一銭と呼ばれる通行税を納めなければならなかった。また、近世中期の段階では、炭の生産は生業として一年中行われるというよりも、農閑期に余業として行う側面が強かったものと思われる。

こうした西山家組合一体の農閑余業としての炭の生産が、次第に在村炭仲買人を創出させ、同地域における炭の流通網が確立するのは近世後期に至ってである。【史料1】より、幕末の炭の流通の様相を見ておこう。

【史料1】

乍恐以書付御願奉申上候御事

一私共組合村々小前之者共、先年今農閑稼炭仲買仕、只今迄江戸表江積送渡世仕候もの共多分有之候処、去戊年^(文久二年)乍恐 御上洛被仰出候ニ付而、炭多分御入用程茂可有御座趣を以、江戸表江積出方御差留ニ相成候ニ付、上・中・下炭相場書奉差上、其相場を以 御家中様御焚料相納潤沢仕、其余江戸表江積出方奉御歎願候処、御聞届被下置、一同難有仕合奉存候、然ル処^(元治元年)昨子年も御定直段奉差置候而相納罷在候処、猶当年ニ至候而ハ、何品ニ不限格外之大高直ニ相成候ニ付、山方格外高直ニ相成、其上不成、焼夫・縄・俵・駄賃等ニ至迄高直ニ相成候ニ付而ハ、何分昨年奉差上候相場分者三俵高ニ御聞届被下置候ハ、只今迄之通 御家中様御焚料聊御差支無之相納可申候、其余分者是迄之通江戸表江積出仕度、此段奉願上候、右奉願上候通被仰付被下置候ハ、当人共ハ不申及、私共迄難有仕合奉存候、以上

慶応元乙丑年十月

矢倉沢村 名主 五郎左衛門

表1 村明細帳にみる西山家組合の石高・家数・人数・農間稼

村名	年代	石高	家数(軒)	人数(人)	農間稼
皆瀬川村	享保12年(1727)	125石4斗6升7合	86	532	萱・薪
	元文3年(1738)	116石8斗8升4合	87	525	真木・堅炭・鍛冶炭
	延享3年(1746)				薪・真木・堅炭・鍛冶炭
都夫良野村	寛文12年(1672)	36石4斗1升3合	25		薪・こさ・籠
	享保6年(1721)	46石4斗6升2合	24	90	萱・薪
	延享3年(1746)	36石4斗1升3合	24	127	萱・薪
湯触村	享保6年(1721)	53石5斗2升9合	24		真木・小竹→筵・荷物之駄賃
	元文3年(1738)	51石7斗4升4合	24	135	筵・薪
川西村	延享3年(1746)	185石2斗5升	95	548	筵・薪
山市場村		29石1斗3升2合	22		
神繩村	貞享3年(1686)	68石7斗2合		243	箕笠
	天保5年(1834)	68石7斗2合	44		糞・焼炭
中川村	明治4年(1871)	97石6斗9升8合	64	284	炭焼・炭俵わけ
	明治期	91石5斗1升2合	67	244	山造り木物
玄倉村		35石1升2合	28		
世附村		45石3斗5升1合	56		

小田原藩生産方役所による炭の流通統制と地域社会の動向

御代官様御名宛²⁸⁾

神繩村 同 佐次兵衛
 中沼村 同 田造
 湯本村 同 九藏
 川村岸 同 慶次郎

この史料は慶応元年(一八六五)一〇月、矢倉沢村名主五郎左衛門(刈野岩組合取締役)、神繩村名主佐治兵衛(西山家組合取締役)、中沼村名主田造(中沼組合取締役)、湯本村名主九藏(登筋組合取締役)、川村岸名主慶次郎(川村組合取締役)より地方支配代官へと出された願書である。

各組合取締役所轄の組合村では、「小前之者共」が農間稼ぎとして炭の仲買を行い、江戸へ積送る者が多くいるという。文久二年(一八六二)の一四代將軍徳川家茂上洛の際には、炭が入用になるかもしれないということで、藩当局から炭の江戸送りを差し留める指示があった。そして小田原藩士の賄い分を潤沢に納めた上で、その残りを江戸へ送るといったことが許されたという。元治元年(一八六四)も上納する炭の値段は差し置かれたが、慶応元年に至り、どの商品も高値になり、炭焼きをする上で必要な焼夫の手間賃、縄・俵代、炭の運搬駄賃までも高値になった。そこで、以前の相場より高値で炭を購入してほしい旨を伝えている。

炭の需要は、幕末の社会情勢も加味され、急速に高まっていたといえる。しかし、この時期小田原藩では、炭の都市への販売は一部制限されていた。まずは、小田原家中への炭の供給が第一とされ、その余りを江戸へと廻送する指示が出されていたようである。在村における炭の集荷・販売を担っていたのは、「農間稼炭仲買」(以下、在村炭仲買人とする)で、実質的に彼らが、江戸炭問屋と村方を結ぶ結節点となっていたことが読み取れる。

では、この在村炭仲買人とは具体的にどのような人々であろうか。次に掲示する【史料2】より明らかにする。

【史料2】

乍恐以書付御伺奉申上候御事

一私共農間稼ニ炭仕入、江戸送り仕来り候処、近年駄賃附馬士共猥ニ相成、炭俵山出し貫目如何様相改候而も、浜納家着迄の間途中ニ而目軽ニ相成候儀者勿論、剩届・不足等間々有之、右ニ准し等閑之廉々多ク、荷主共甚迷惑仕候儀者、逸々難申上候、是迄一統種々心配仕候得共、調方届兼難儀至極仕候ニ付、乍恐此度 御上様江奉申上候儀者、中筋・東筋村々馬数御取調被成下、炭駄賃附之者共江炭荷附馬何村誰レと申、御鑑札銘々江御渡被下置候様仕度候、左候得者、万端取メリ筋ニ相成、馬士共心得違も無之、一同之助リニも可相成と奉存候、然ル処、御手山炭御焼出しも御座候事ニ付、当御役所様ニ而御世話被成下置候様仕度、左候得者、聊ツ、も年々御冥加金御上納可仕候、猶御取メリ筋之儀者被仰聞次第私共一同厚申談、諸事実意ニ取扱可仕候間、何卒格別之御慈悲を以、書面之趣御聞濟被下置候ハ、難有仕合可奉存候、此段奉願上候、以上

万延二辛酉年正月

(農間稼炭買主名省略。表2を参照)

国産方

御役所様

(以下、「覚」(炭買入方・炭駄賃等の炭仲間での取り決め)省略)⁽²⁹⁾

この史料は万延二年(一八六一)正月に小田原藩領内の「農間稼炭買主」以下、在村炭仲買人とする)より小田原藩国産方役所(後述)に出された願書の写

しである。ここで願書を提出した在村炭仲買人については、表2を参照されたい。計四五人の在村炭仲買人が、炭を運搬する馬士について取り決めに要求したものである。在村炭仲買人らは、農間稼ぎとして炭を仕入れ、これを江戸へと廻送していた。しかし、近年、炭を運搬する馬士らが猥りになり、炭俵をどのような貫目で出しても、小田原の「浜納家」⁽³⁰⁾に着く頃には目方が軽くなってしまったり、炭俵の不足があったり、等閑な所業が多ク、荷主(在村炭仲買人)らは迷惑を被っているという。そこで、中筋・東筋の馬数を調べた上で、炭荷を運ぶ馬士らにそれぞれ「何村誰レ」という鑑札を交付して、事態の取り締りを要求している。

続く部分には「覚」として、農間稼炭買主惣代として、川村山北弥十郎・八太郎・此右衛門、都夫良野村与次右衛門、平山村善六、矢倉沢村清蔵が炭の買入・運搬駄賃・仕切相場などについて上記の仲間を取り決めた内容を国産方役所へ提出している。⁽³¹⁾

ここで着目したいのは、在村炭仲買人らが広域で連携をとり、馬士らの不正を藩当局に訴え出ているとともに、仲間の取り決めに自らで行い、国産方役所に申し出ているところである。また、【史料1】ではこれらに在村炭仲買人は「組合村々小前之者共」と表現されているが、実は彼らの中には各村の名主クラスも存在することが注目されよう(表2を参照)。

炭の流通に関して付け加えるとすれば、山方から焼き出された炭は、在村炭仲買人の手を経て、炭荷運搬の馬士らにより小田原へ運ばれ、そこから海路で江戸へ送られたということがわかる。

以上のように、近世初期より小田原藩士の賄いなどを目的に山方で行われていた炭焼きは、近世中期に至り、広く山方の農間稼ぎとなっていた。そうした在地での炭焼きの興隆は、次第に炭を集積・販売する在村炭

表2 農間稼炭買主名前一覧

組合名	村名	名前	村での役職	在任時の年代	出典
川村組合	川村山北	八太郎			
		喜兵衛			
		吉左衛門			
		松兵衛			
		好兵衛			
		此右衛門			
		広蔵			
		弥十郎			
		六郎兵衛	組頭	安政6年(1859)	『山北町史』史料編近世(山北町、2003年)NO.451
	川村岸	常蔵			
		好右衛門			
	川村向原	弥五右衛門			
		類右衛門			
弥惣兵衛					
円治					
西山家組合	中川村	弥兵衛			
	神繩村	佐次兵衛	名主	万延元年(1860)	『山北町史』史料編近世(山北町、2003年)NO.453
		勘四郎			
	湯触村	伴右衛門	名主	万延元年(1860)	『山北町史』史料編近世(山北町、2003年)NO.453
	川西村	四郎平	名主	慶応3年(1867)	『山北町史』史料編近世(山北町、2003年)NO.472
	都夫良野村	与次右衛門			
皆瀬川村	七左衛門	名主	万延元年(1860)	『山北町史』史料編近世(山北町、2003年)NO.452	
	元八	百姓代	慶応4年(1867)	『山北町史』史料編近世(山北町、2003年)NO.482	
東山家組合	弥勒寺村	市郎兵衛	名主	万延2年(1861)	万延2年1月「御配府控之帳」(萱沼 安藤家文書、冊交通5-1、神奈川県立公文書館寄託)
	中山村	源之丞	名主	明治2年(1869)	明治2年3月「書上帳 中山村」(中山 川口家文書、近代16、個人蔵)
	大寺村	忠三郎			
登筋組合	大平台村	銀左衛門			
中沼組合	猿山村	伝蔵			
	雨坪村	善兵衛			
苧野岩組合	苧野岩村	長左衛門			
	苧野一色村	重三郎	名主	安政4年(1857)	『南足柄市史』二資料編近世一(南足柄市、1988年)NO.271
		新兵衛	組頭	安政4年(1857)	『南足柄市史』二資料編近世一(南足柄市、1988年)NO.271
	内山村	平次郎			
	平山村	善六			
	谷ヶ村	梅吉	名主	万延元年(1860)	『山北町史』史料編近世(山北町、2003年)NO.453
		丹治			
		伊左衛門			
	矢倉沢村	五郎左衛門	名主	安政5年(1858)	『南足柄市史』三資料編近世二(南足柄市、1993年)NO.150
		清蔵	組頭	嘉永7年(1854)	『南足柄市史』二資料編近世一(南足柄市、1988年)NO.264
善左衛門					
仲蔵					
辰右衛門					
御厨坂下組合	竹之下村	梅吉			
	桑木村	太右衛門	名主	元治元年(1864)	『小山町史』第二卷近世資料編I(小山町、1991年)NO.381
荻野山中藩領	柳嶋村	嘉右衛門	名主	慶応4年(1867)	『小山町史』第三卷近世資料編II(小山町、1994年)村鑑NO.8

仲買人を生起させた。彼らは、山方で仕入れた炭を近隣の炭荷運搬の馬士に頼んで、小田原まで運んだ。小田原の「浜納家」まで運ばれた炭は、小船で沖合の廻船へと積まれ、海路江戸へと送られた。在村炭仲買人は山方の村々を中心にこの段階で合計四五人ほどおり、相互に連携し、自らで炭駄賃や炭の仕切相場を取り決めるに至るまで力を蓄えていた。こうした在地の動向に対し、小田原藩は小田原藩士の賄い分を差し支えなく上納させることを条件に、江戸への積み送りを是認していたものと考えられる。

こうして幕末の段階で、市場価格の高騰と、広く小田原藩領に炭の集荷・積出を担う人材がいたことを想起すれば、藩当局もそれを自身の体内へと組み入れていこうと考えるに至ることは想像に難くないだろう。

(二) 明治初年の藩政改革と炭の流通統制

次に、明治初年に小田原藩が藩政改革を施行するまでの動向を概観する。慶応四年(一八六八)九月、箱根戦争⁽³²⁾の責任を追及された藩主大久保忠礼は、永蟄居処分を受ける。その後、三万八千石の減封処分を受けた小田原藩では、新たな藩主大久保忠良(支藩荻野山中藩の藩主大久保教義の長男)が、若干一歳の若さで家督を相続することとなった⁽³³⁾。一方で、倒幕に成功した明治政府も新たな時代に相応した体制を模索していた。戊辰内乱の終息に見込みがつけられた頃、明治政府は矢継ぎ早に藩制に関する法令を公布して集権化をはかった⁽³⁴⁾。これと呼応して、翌明治二年(一八六九)六月、小田原藩でも漸次藩政改革が行われることとなった。藩主大久保忠良は直書を⁽³⁵⁾出し、大規模な藩政改革を実行に移すことを宣言した。そこでは、「不肖幼弱」である藩主忠良により、「職制・兵制等一新致改革候」旨が述べら

れた。改革に先駆け、小田原藩では、藩士の大量処分を行っていた。一連の改革が実施される背景には、明治政府による指示だけでなく、幕末の幕府軍役の過多、街道交通の増大、箱根戦争での不始末による領地の一部召上等により、小田原藩の藩財政の建て直しが急務になっていたことも挙げられる⁽³⁶⁾。

以上のような政治的・財政的な動向を背景に、小田原藩では、明治二年(一八六九)六月二日、藩政改革の一環として「今般御趣意有之、国産方被成御量、生産方御取建相成候⁽³⁷⁾」と、従来の国産方役所を廃止し、新たに生産方役所を設置し、産業の育成と統制をさらに強化する政策がとられた。ここで従来の小田原藩の国産物統制機構として役割を果たした国産方役所について若干の説明を加えておこう。文化から文政年間に設置された同役所は、商品経済の進展と藩財政の窮乏化を背景に、領内産物の育成と独占販売を行った。具体的には漆液の集積・信州馬の購入企図・毒荏の植栽・榎の植え付けなどの国産奨励・販売政策を行っている⁽³⁸⁾。ただ、断片的にその活動が知れる程度で、詳しい動向については明らかでない⁽³⁹⁾。このような国産方役所を廃して新たに設置された役所が生産方役所であった。

この生産方役所が設置されてすぐに、炭の流通統制に関する触れが領内村々へ出された。それが【史料3】である⁽⁴⁰⁾。

【史料3】

以配府申達候、然者於其村々農間炭焼渡世いたし、是迄自保ニ東京出し、亦者御家中并市中江売捌来候処、此度富国强会⁽⁴¹⁾之御趣意ヲ以当局御取建ニ相成候ニ付而者、已来東京出し之分ハ小田原産物ニいたし、炭生相改正味四貫目ニ取直し、精々土地産之名目ニ不相抱様実意ニ取引いたし候様取扱之者申付為取扱候間、其旨相心得可申候、且亦小田原

売之儀者、荻窪村木戸外江会所相改、一手買請炭生貫目等前書通り研究之故、相当之相庭被立市中江売捌候間、猥ニ他所江売捌不申候様炭焼渡世之者共江篤と申間御趣意相貫き候様可致候、尤当九月朔日今前件之通り取扱候間、是亦相心得可申候、此段申達候、以上

巳八月

生産局⁽⁴⁾

この史料は、生産方役所が取り建てられてすぐの明治二年八月に領内に出された触れである。これまでは、各村々において農間渡世として炭焼きを行い、「東京」への出荷や、小田原藩士や小田原市中への販売を行ってきた。しかし、この度の藩政改革において「富国强兵」の方針が示され、生産方役所が設置された。これ以後東京へ出荷していた炭は、「小田原産物」とし、炭俵の重さは四貫目に改め、各地の名目に関わらず取引きするようにと言ひ渡された。また、小田原へ売る際は、荻窪村(小田原城下の府内へ入る入口の村)の木戸の外に会所を設置し、「一手買請」制を導入し、炭俵の重さは四貫目として、会所で相場を決め、市中へ売り払うことが決められた。また、「取扱之者」(後述)が任じられ、順次彼らにその運営が任されていった。炭焼渡世の者には、勝手に他所へ売り渡すことがないよう嚴重に命じられている。

この制度が始まるのは九月一日からで、六月に生産方役所が設置され、八月に同役所からその旨が通達され、一カ月あまりで炭の流通体制の改編が行われたことがわかる。

八月一四日付の触れでは、再度、嚴重に貫目を統一し、入念に炭俵を揃えるように通達している。この触れでは、【史料3】で「荻窪村木戸外江会所改」と述べられていた部分は「井細田口会所」と具体的に明記されて

小田原藩生産方役所による炭の流通統制と地域社会の動向

いる。井細田口とは、小田原府内への出入り口である山王口(江戸口)、板橋口(上方口)、早川口に並ぶ四つの町口の内の一つである。おそらくこのあたりに会所が設置され、領内で生産された炭の流通を管理・監督したのであろう。触れでは、浅井刀兵衛(生産方役所の下役カ)から川村山北から兩坪村までの在村炭仲買人へ通達され、九月一日には会所で炭俵の目方改めが行われることが記されている。いよいよ本格的に生産方役所による炭の流通統制が始まろうとしていた。

これに対し、炭の生産者である小前百姓層はどのような動きをみせるのか。また、地方支配の末端に位置するとともに、地域社会の実質的な代弁者として藩当局に様々な提言を行う役割を担ってきた組合取締役の佐治兵衛はそうした意見に対し、どのように立ち回るのか。次に地域社会の動向について具体的に考察していく。

三 小前百姓の反発と佐治兵衛の主張

(一) 小前百姓の反発

次に、こうした生産方役所による一方的な流通統制に対する小前百姓の動向を【史料4】から見ていきたい。

【史料4】

炭一件小前惣代願書写

神繩村 名主佐治兵衛

乍恐以書付御歎願奉申上候事

西山家組合百姓小前一同奉申上候、通年之違作之処、猶去ル七月大風後雨天統、殊ニ当組合之儀者、奥山家故冷気味ニ而諸作物実入兼、殊ニ

難波仕居候、猶当秋ニ相成猪・猿之類夥敷山畑并ニ苧畑山作物江出相荒、猪追彼是困窮之者共山稼も出来兼、当仕付ニ可致種麦等も養致ニ露命懸送り候もの数多、此上食物之差支候上者、終ニ野荒致もの有之哉も乍恐難斗事と奉存候、将又御時節柄世間一統諸掛り多ニ而、山稼も相成丈出情(マツ)いたし凌居候、就而九ヶ村組合先年中の農間稼として炭焼渡世仕来り申候処、此度生産方様合山物諸品之儀不残御買上被下置候趣ヲ以、炭荷物買入人合申罷候儀ハ、壹俵ニ付目方正味四貫目入ニ仕出シ候様被申付承知奉畏候得ども、炭荷川村江附出シ売方いたし候処、①当春合当秋ニ相成金壹両ニ付炭四五俵位も直下ケニ相成、且②代金之儀者、式歩金ヲ以払方有之、通用悪敷困入候ニ付、③無扨穀類諸品ニ而可為替ニ者、小売之相場と申、高直之為替ニ被致、旁々差支候事多く、山方江買入之品者格外高直、山方合売炭之儀者目方ニ応シ直下ケニ相成甚難波仕候、此俵ニ而者難情種々申談、当秋御廻村之先江既可及出訴之処、乍不及兵三郎取押江候得共、行届キ不申候故、村々惣代を相頼ミ夫々ニ而漸ク差扣置候得共、何分始末相成兼無扨儀ニ付、乍恐前書御歎願奉申上候、①山物諸品之儀不残、我等共勝手ニ売捌候様奉願上候、②猶又堅木・雜木不同之山林合炭焼出ニ候故、木生ニ寄目方之軽重大クニ有之正味四貫目ニ而者炭俵拵等ニも大小有之俵ニ而ハ、殊ニ山物荒仕業之儀ニ付、堅木・雜木交りても仕分等行届不申故、先年合仕来り候通被 仰付被下置候様一向御願申上候、③此節炭荷買入人方式拾俵位杯と直段呼申触候へ共、追々仕切之節者東京相場不景氣と申立、金壹両ニ付炭式俵位下直ニ仕切等被致候族も有之、是迄所々商人共江炭荷差出ニ候へ共、近来東京炭直段宜敷処、山方江ハ格別之直上ケも不致、多分之売徳ヲ取候様、此俵ニ而山方一同衰微ニ相成家

続難立、④尤是迄商人共江夫々荷相手引負金等も御座候ものも有之、右者炭仕切直安ニ付、追々残金相高借リニも相成候、依之 御上様合奉御拝借組合村入口ニ会所立候様御趣談ニ厚御高情を頂請仕度奉願上候、右御聞濟被下置候上者、月番ヲ以世話人ヲ見立穀類并諸品炭荷代替ニ仕候上者、困窮之もの共飢命ニも及間敷と一同相助凌可申と奉存候、右之通御聞濟被下置候ハ、銀何程為冥加奉差上度、山物諸品之儀者不残何方江成共勝手ニ売捌出来候様、何卒以御慈悲被 仰付被下置候ハ、一同相助難有仕合奉存候、以上

明治二巳年十月

御領分相州足柄上郡

西山家組合九ヶ村

小前惣百姓中

組合惣代 川西村 兵三郎
 都夫良野村 与右衛門
 湯触村 与惣右衛門
 川西村 隼人
 都夫良野村 惣左衛門
 皆瀬川村 半兵衛
 同 助右衛門
 同 佐次兵衛
 宮原 八左衛門
 山市場村 孫右衛門
 治 助

前書之事申候

郡政判事御役所⁽⁴⁵⁾

神繩村	仲右衛門
同	松五郎
世附村	紋蔵
同	徳右衛門
中川村	伊兵衛
同	松五郎
玄倉村	幸次郎
同	菊治良

村々役人

この史料は、明治二年（一八六九）一〇月、西山家組合村九ヶ村の小前百姓が郡政判事役所（従来の地方役所が改変され、郡政局（郡政判事役所）となった。この郡政局は一〇月に社寺局・市政局とともに民政局に統合された⁽⁴⁶⁾）へ訴え出した史料である。

去る七月の大風後、雨天続きで、特に西山家組合の村々は、「奥山家」と呼ばれ、気温も低く、作物は満足に実らないため、生活が苦しい。さらに今秋に至っては、猪や猿などの獣が夥しい数で、山畑や刈畑山へ出て作物を荒らす。猪を追い払うだけで困窮してしまう者も出て、山稼ぎも出来ない状況であると冒頭で述べている。願書という形態上多少差し引いて考える必要はあるものの、神繩村においては、この他にも助郷免除⁽⁴⁷⁾願や夫食の要求を行っている⁽⁴⁸⁾。このことから、明治二年の段階で村落が窮乏していたことは事実と考えられよう。

そうした状況下で、先に見たように「此度生産方様山物諸品之儀不残御買上被下置候趣」が発せられたのである。以下に小前百姓が抱える問題

小田原藩生産方役所による炭の流通統制と地域社会の動向

点を挙げる。問題点①今年の春から秋にかけて、炭の値段が金一両あたり、従来よりも四、五俵も下げ値になってしまった。②代金が「式歩金」で支払われるため、通用が悪く困っている。③仕方がないので、穀類等の諸品で代わりに受取ろうとすると、相場よりも高い値段で品物を卸される⁽⁴⁹⁾。という三点である。つまり、「山方江買入之品者格外高直、山方〆売炭之儀者目方二応シ直下ヶ」の状況があり、非常に生活に難渋している旨を訴えているのである。

この事態に対して、藩役人の廻村先へすでに出訴に及んだが、出訴した兵三郎（この願書の差出人でもある組合惣代の川西村兵三郎のこと）⁽⁵⁰⁾が取り押さえられ、本意を遂げることができなかった。他の史料では「小田原表之様子何角小前惣代之者共并外々段々小田原表へ相下り候趣茂有之趣⁽⁵¹⁾」とあり、生産方役所の動向に対して、組合惣代（小前惣代）を中心に直接小田原へ赴き行動する者がいたことを物語る。

次に彼らの主張をまとめてみよう。①「山物諸品之儀不残、我等共勝手ニ売捌候様奉願上候」と生産方役所の「一手買請」制に反発し、従来通り「勝手ニ売捌」けるように要求している。②「堅木」・「雑木⁽⁵²⁾」などの樹種が分かれていない山林から炭を焼き出すので、木の種類によって目方に軽重が出てしまう。そのため、一俵＝四貫目と決められては炭俵を拵えても均一でなく大小の差がでてしまう。「山物荒仕業」であるので、「堅木」や「雑木」が交じっても仕分けることができないので、従来通りにしてほしい。要するに、重量による規定（一俵＝四貫目）を取り払ってほしいと述べている。③「炭荷買入人⁽⁵³⁾」が、一両あたり二〇俵で買収するといいながらも、追々仕切りの時期になると、東京の相場が不景気であると述べ、一両あたり二二俵で買収する者もいる。これまでは各方面の商人へ炭荷を差

し出してきたが、東京の炭相場は良いにもかかわらず、山方へは値上げも行わない。在村炭仲買人は「多分之売徳」があるようだが、このままでは「山方一同衰微」してしまう。④従来、「炭荷買入人」へ「荷相手引負金」(仲買から借りた金)などもあるが、炭の仕切り相場が安値であるため、次第に残金も嵩んで再度借りるはめとなってしまう。今後は「御上様を奉御拝借組合村入口ニ会所立候様」、つまり、藩当局から金子を拝借することで、組合村の入り口に会所を建ててくれるよう取り計らってほしい。もし会所が建てられるようであれば、月番で世話人をたて、穀類や諸品と炭荷を代替し、困窮の者どもの助けにもなる。以上の四点が主張である。

小前百姓たちの主張は、①・②では生産方役所の炭の流通統制に対して、③・④では「炭荷買入人」に対してと、二系統に分かれていることがわかる。小前百姓と組合惣代は、このように自らの生活をかけて独自の主張を行い、炭の流通統制に反発していた様子が窺える。それとともに、「炭荷買入人」など生産方役所の管理下におかれた在村炭仲買人とのやり取りにも彼らは不満をいただき、第三の道を主張していた点に注意しておきたい。

ただ、彼らの主張に対して、村役人はある程度距離を保って静観していたようである。次に掲げる【史料5】は西山家組合の一つである都夫良野村役人が記した覚書である。

【史料5】

覚

- 一 小前集会役成ル者一切無御座候事
- 一 村々惣代之者名前一切無御座候事
- 一 連判状預り置一切無御座候事

集会趣意ケ条之事

- 一人数为改連名帳有之事
 - 一 近来違作打続難渋之事
 - 一 炭貫目改ニ付、難儀之事
 - 一 売品下直、買品高直、難渋之事
- ×
- 一 村役人ニおいて同意一切無御座事

明治二巳年十月

都夫良野村

名主又右衛門

神繩村

御名主佐次兵衛様⁽⁵⁴⁾

【史料4】の出された年月と同じく明治二年一〇月に小前百姓が集会を開いたことを裏付ける史料である。その主な議題の四項目の内、三つは、「近来違作打続難渋之事」・「炭貫目改ニ付、難儀之事」・「売品下直、買品高直、難渋之事」と、先の史料に見た小前百姓層の課題(歎願要求)と同一のものである。ただ、最後の一文に示されているように、「村役人ニおいて同意一切無御座事」と、村役人はこのことに対して、一切同意をしなかつたことがわかる。

それでは、小前百姓の炭の流通統制への反発に対して、西山家組合取締役を勤めていた佐治兵衛はどのように対応していくのだろうか。項を改めて述べる。

(二) 佐治兵衛の主張

西山家組合取締役の佐治兵衛の主張が示されるのが次の【史料6】である。

【史料6】

〔表題〕

西山家組合取締

〔

神繩村

〔

〔

乍恐以書付奉歎願候

一 御領分西山家組合取締役神繩村名主佐治兵衛

申上候、今般御改正ニ付、生産方御取立被遊炭荷物

貫目御改ニ相成、広小路御会所ニて一手ニ御買

被為成、遠村之分仲買共江土台金御下ケ渡し

売買被 仰付候処、目方ニ准シ直段引立不申第

当春迄御屋敷様ハ勿論、市中德意之

被為止ノ買被遊候義者、愚昧之炭焼共

不仕、殊ニ当秋ハ天保七申年ニも増り候程之

年貢諸役ニも差支ひ可申抔、両三人宛山野

強願、押借り種々之企も有之趣、粗承知仕候ニ付

心得違之所行致間敷旨再応口教仕候得共、不肖

之私論方不行届故哉、畏段表裏之挨拶而已仕、

此節追々探索を遂ケ候処、組合物代之者一兩人為

内願日数十日余も御当地江罷在候趣ニ付、以之外ニ

意外之所行相働き候而ハ奉恐入候義ニ付、為相

得共、更ニ見当り不申、右ニ付愚案仕候処、米穀諸品

在勝手ニ売買仕今翌餞餉ニも可及、苦餉之輩

ども焼出し候炭ニ限一手之御買上ニ相成候条不平

御取扱動揺仕候も、一理有之無体ニ難論、此上差置

勿様之国乱相生し乍恐 殿様可奉汚御名ヲ

程之形勢も無勿体奉存、

不得止、私一身之儀而已を以奉愁願候、何卒

御堅慮豊作実生四五年之間、炭諸品

御買上ケ御猶予被成下置、是迄之通り市在相對

仕ケ様御裁判被 仰付被下置候ハ、直段不抱高下

安堵仕、御当地無差支焼出し方出情可仕、①御拾分一錢

義ハ、先例之通御取納仕、②炭仲買共江御下ケ金之義

相当之御利足を加へ被 仰付次第御返納仕、③外ニ為

冥加私田畑・家財売代成シ其余重立候者加金相願

何少分金五百両生産方御役所江御上納可仕候

御益之端ニも被差加、餞餉艱難路頭ニ迷ひ

仕被在候哉、千余人之者共御救助被成下置候様、御仁

御沙汰偏ニ奉願上候、此段不奉願恐擲身命願

奉歎願候、以上

明治二乙巳年十月廿五日

西山家組合取締役

神繩村

名主 佐治兵衛

郡政判事御役所

小前惣代願書廿八日差上、池上村太次兵衛

上久野村五郎左衛門取扱金五百両組合村々

無利足御貸附ニ相成、仲買御廢止、炭壹万□

広小路会所出、諸品勝手売ニ相成申□

願人 佐治平

兵 三 □

与「 』

世話人 四郎平

又右衛門

伴右衛門⁽⁵⁵⁾

【史料6】より明らかなおと、佐治兵衛の現状認識は、大方前にみた

小前百姓と組合惣代の認識と一緒である。生産方役所が取り立てられ、

「広小路御会所」(前述「井細田口会所」と思われる)で炭の「一手ニ買請」が行

われた。会所では炭を売買するため遠村の分は在村炭仲買人へ「土台金」

を下げ渡しているという。さらに天保七年(一八三六)の飢饉にも勝る状況

で、年貢諸役の上納にも差し支えたと述べる。また、先にみた歎願のよう

に、「種々之企」がなされており、佐治兵衛が論しても「表裏之挨拶」ば

かりをするのみであるという。組合惣代の者は、数十日もの間、小田原に

逗留したことが探索の結果わかっている。この事態に対し佐治兵衛は「以

之外」だと見解を示す。しかし、生活に困窮した者が焼き出した炭に限り

一手に買上げられてしまつては、不平や動揺がおこるのも「一理有之」た

め、無下に論すことも出来ないとする。さらに、このままでは、「差置勿
様之国乱生し」、「殿様可奉汚御名ヲ」状況になると指摘する。このことは
誠に「無勿体」と述べる。

佐治兵衛は、小前百姓と組合惣代の問題解決方法には反対しつつも、現
状のままでは、百姓の生活に支障を来すという危機感のもと、彼らの主張
に「一理有之」と理解を示した。その上で、佐治兵衛の主張は、とにかく
炭諸品の買い上げを猶予し、これまで通り「市在相對」で行うよう求める
ことであった。そのための方策として、①関所で払う十分一銭は従来通り
納入する。②在村炭仲買人へ貸し付けられた生産方役所からの拝借金は相
当の利息を添えて返済する。③その他、「為冥加私田畑・家財売代成シ其
余重立候者加金相願、乍少分金五百両生産方御役所江御上納可仕候」と、
田畑・家財をなげうって五百両という大金を生産方役所へ冥加金として上
納する、とした。

佐治兵衛は、「千余人之者共御救助被成下置候様」、私財を投げうる覚悟
で、郡政判事役所へ「私一身之儀而已を以」独自の歎願を行ったのであ
る。

こうした結果、池上村太次兵衛(池上村名主・土手内組合取締役)⁽⁵⁶⁾、上久野
村五郎左衛門(上久野村名主)⁽⁵⁸⁾の取り扱いとなり、組合村に対し、無利息で
五〇〇両が貸出され、それに加えて「仲買御廢止」(炭仲買人は廢止された)
と史料には書かれている。生産方役所より施行された炭の「一手買請」制
は廢止され、従来通りの「諸品勝手売」が認められたのであった。ただ、
実際、在村炭仲買人がすべて廢止されたとは考え難い。ここでの意味は、
生産方役所から拝借金をもらい、役所の指示を受け、貫目統一などを山方
に強制する在村炭仲買人(つまり、【史料4】で「炭荷買入人」とされる者たち)

が廃止されたという意味だと考えられる。

それでは、西山家組合取締役でありながら、民意を受け止め、藩当局に交渉を行った佐治兵衛はなぜこのような嘆願を行ったのであろうか。彼の理想とした観念の一端を示すのが次の【史料7】である。

【史料7】

「三ツ種^(表書)貸付方伺書

平山村・神繩村

覚

一三ツ俣種^(表書)壹俵

但四斗入

代金三拾三両壹歩

壹升五拾匁かへ

永八拾三文

此貳壹升ニ付苗木四万本^(表書)五千本、壹駄^(表書)壹升植三ヶ年目八駄之積り、初代三百式拾駄

右貸附方

一種^(表書)壹升

代金壹両也

無利足

但村々役人^(表書)証文受取^(表書)壹ヶ年

壹分ツ、四ヶ年ニ皆納之事

前書之通り御貸附奉願上、私共組合村々難渋之者植附為仕度奉存候、然ル上ハ追々上下御為筋ニ可相成候ニ付、書取御伺奉申上候、以上

明治三年庚午年十月

御用取扱

佐治兵衛

善 六

生産方御役所⁽⁶⁹⁾

小田原藩生産方役所による炭の流通統制と地域社会の動向

この【史料7】は、明治三年（一八七〇）一〇月、御用取扱役の神繩村佐治兵衛と平山村善六が、生産方役所に対して三俣の種の植付けを申し出ている史料である。炭の生産とは関係なく、おそらく三俣を植栽し、紙の原料としたかったのだろう。両名は三俣の種を組合村々の難渋の者へ貸付けたいと訴える。炭に関する文章でないものの、ここでは、佐治兵衛ら御用取扱役らの観念が端的に現れている。それは、三俣を植えれば、追々「上下御為筋」になるという考えを持っていることである。

御用取扱役に任じられた佐治兵衛のような者が、上記のように小前百姓の主張を支援し、それを藩当局に自己の主張をもって認めさせていく背景には、このような観念を持っていたことがわかる。これらの諸産物の育成とその販売は「上」＝藩当局と「下」＝村方双方の「御為筋」になることが重要であった。そのため、「双方御為筋」後掲【史料9】にならないような生産方役所による一方的な「一手買請」制に佐治兵衛は反対したのであった。この論理を持って考えると、佐治兵衛が「上下」に配慮し、双方の利益を考えた上で、先の結論に達しえたのではないかと推察することができる。まさに、佐治兵衛の微妙な立ち位置から藩当局と地域社会双方に目を配る姿勢が垣間見えるのである。

四 「諸品勝手売捌」実現後の「土台金」運用問題

明治二年一〇月、佐治兵衛の主張が郡政判事役所へ提出されることをもって、この地方での炭の「一手買請」制が廃止され、生産方役所と地域社会との関係は途切れるかにみえた。しかし、「諸品勝手売捌」が決定し

た後も、生産方役所のもとで御用取扱役が炭の生産と流通に関与していたことが史料上明らかである。「一手買請」制は廃止されたが、組合村々では、生産方役所が御用取扱役らへ拝借を命じた「土台金」の運用を基に、炭の生産が行われていた。【史料8】から詳しく見ておこう。

【史料8】

(表紙)

炭御趣法替書上帳

覚

一金千両也

但是迄八月炭

金拝借

内金四百両也

当年十二月

御返納

金六百両也

来未六月迄壹割半御利足ニ加へ

御返納之事

覚

益金六百両也

是ハ炭壹ヶ年拾五万俵

「会所

「通行壹俵二分四厘ツ、月々御

「金百両也

但シ壹人壹厘ツ、四人之給料

「残金五百両也

前書之通り御趣法替奉願上候昨日

「被成、村々炭焼共余業ニ相移

「自然品少相成候上ハ、上下一

「間敷奉存候ニ付、向後相對買

「村々一同今私共迄内願有之候ニ

「年迄ニ通り勝手売買□仰

売仕候様被成下置候ハ、□民一同相励焼出

方出精為仕、見込通り分

心配可仕候、然ル上ハ、御会所江御

「人ツ、御詰被置、式分

生産方御役所

【史料8】は虫損が多くその細部に関する内容を知ることではできないが、「一手買請」制が廃止された後の動向を知ることのできる貴重な史料であるため掲載する。史料の内容から明治三年(一八七〇)に作成されたものと推察される。

後掲【史料9】によれば、「土台金」を基に運用を行ったのは御用取扱役であったことがわかる。彼らはどの段階で拝借したのかは不明であるが、金一〇〇〇両を生産方役所から拝借し、四〇〇両を明治三年一二月までに完済し、残りの六〇〇両を来年(明治四年六月までに一割半の利息を加え、返納することを約束した。取り扱う炭の量は、年間一五万俵と多く、小田原藩領一帯を対象にしたものであったことが予想される。これらの炭の売買を通して、彼らは年六百両の利益を生み出していた。「四人之給料」＝御用取扱役の給料などの諸雑費を差し引くと、五百両もの純利益を挙げていた。

つまり、交渉の結果、「一手買請」制を廃止し、「勝手売買」の要求を通じた御用取扱役らは、「御趣法替」を実現することができた。ただ彼らは

生産方役所から貸し付けられていた拝借金は利用しつつ、炭の生産や流通に関わりをもち続けたのである。【史料9】より詳しくみたい。

【史料9】

(表巻)
上

乍恐以書付奉願上候

取扱人共

一 広小路御会所ニ而炭荷御買上之義、双方御為筋ニ不相成候趣奉存候ニ付、先般御拝借被 仰付候土台金千両之内、四百両去十二月御上納仕、残六百両金当六月限皆御上納為仕、御益之儀者、私共給料差加へ炭壹俵ニ付、銀式分四厘宛月々御上納可仕候間、相對売買御免之義奉懇願候所願之通被 仰付難有仕合奉存候、乍併右土台金御取立ニ相成り而ハ、山元ハ勿論仲買共ニ至迄此上焼出し方出情可仕術更ニ無御座、困苦至極之儀と私共迄混ら内願仕候、依而為勘考仕候所、素入金手薄ニ相成りてハ、荷物自然ニ減少仕、年五百両余之御益も相立兼可申者ニ奉存候、混然御規則ニも相抱候間、今般六百両余皆御上納為仕、改而跡土台金六百両也、年五朱之御利足ニて御貸下ニ被下置度奉願上候、右金割合之儀者、伺之上無不平貸付仕、焼出し方出情ハ勿論仲買共吟味合、銘々多俵差出しケ様可為仕、然上ハ御冥加式分四厘御取立ニ相成候共、山元村々始仲買之者共迄篤キ 御仁徳之旨一同貫徹歎悟 御主意奉體認、永々御益之御規礎も相立難有仕合可奉存ト乍恐此段無忌憚奉伺ひ候、以上

明治四年辛未六月

御取扱

宮内太次兵衛

山崎佐次兵衛

小田原藩生産方役所による炭の流通統制と地域社会の動向

長谷川五郎左衛門

古瀬善六

生産方御役所⁽⁶²⁾

【史料9】は、明治四年(一八七二)六月、御取扱役の宮内太次兵衛(池上村名主・土手内組合取締役)、山崎佐治兵衛(神繩村名主・西山家組合取締役)、長谷川五郎左衛門(上久野村名主)、古瀬善六(平山村)の四名が、生産方役所に対し、再度六百両の土台金の拝借を願ひ出ている史料である。⁽⁶³⁾

先に拝借が命じられた「土台金」一〇〇〇両の内、四〇〇両は明治三年一二月に上納し【史料8】参照、残りの六〇〇両は明治四年六月にすべて上納する手はずであった。御取扱役らは生産方役所から借り受けた「土台金」を運用し、会所運営を担っていたことがわかる。注目すべきは会所での利益の生み方で、炭壹俵につき銀二分四厘ずつを月々上納させることで利益を出していたことが伺える。

このような中で、広小路会所での「炭荷御買上」に対し、「双方御為筋」にならなかつたため、「相對売買御免」が認められた。しかし、一方で、「相對売買御免」が認められたからといって、「土台金」を回収されてしまつては、「焼出し方出情可仕術更ニ無御座、困苦至極之儀」に陥つてしまふという点が強調されていることが興味深い。その理由として、「素入金」(「土台金」が手薄になると炭荷物が自然と減少してしまうことが挙げられる。年五百両もの利益を挙げていることを引き合いに出しながら、改めて「土台金」六〇〇両の拝借を要求している。ではこの「土台金」が実際にどのように運用されていたのか。それは「右金割合之儀者、伺之上無不平貸付仕、焼出し方出情ハ勿論仲買共吟味合、銘々多俵差出しケ様可為仕」とあるように、焼き出しの山方や在村炭仲買人へ貸付けが行われた

ことが知れる。特定の者から不満が出ぬように不平なく貸付けられていた点も先の小前百姓の要求を念頭に置けば重要である。

しかし、この翌月(明治四年七月)には、廢藩置県により、小田原藩は廢止され、小田原県となり、知藩事大久保忠良も免官されることとなる。そのため、実際に「土台金」のさらなる拝借は行われなかったものと考えられる。さらに明治四年一月に、小田原県は、荻野山中県、葦山県とともに、足柄県に編入される。明治四年八月の段階では、小田原県官員は、九三名いたが、県参事が元葦山県の柏木忠俊であったためか、一月段階では、官員構成の内、旧小田原県の者は一七人(全体の二四%)であったという。足柄県採用時、旧小田原県出身の官員の大幅な減員が確認されている。⁽⁶⁴⁾

これに伴い、この地域における炭の生産・流通がいかなる動向を辿ったのかを直接示す史料は管見の限り見当たらない。加えて、県による炭の生産・流通統制をする機構自体も見当たらない。わずかに知れるのは煙草に關しては同様に貸付けられた拝借金を明治一一年(一八七九)という時期まで長く返済し続けたということである。⁽⁶⁵⁾ 明治初年に行われた生産方役所による諸政策やそれに関わった御用取扱役らが、制度撤廢後にどのような影響を地域社会に残したのか、また、当地方の炭焼きが近代においてどのように行われたかについては今後の課題である。

おわりに

明治二年の藩政改革に際し設置された小田原藩生産方役所は、それまで在村炭仲間らが炭を江戸や小田原藩士及び小田原城下へある程度自由に

流通させてきたことを制限し、「富国強兵之御趣意」のもと、会所への一元的流通統制(「一手買請」制)を行った。こうした炭の統制は流通面のみならず、生産者にも炭俵の貫目を統一させる等大きな影響を及ぼした。

そのため、こうした炭の流通統制は、地域社会に少なからぬ動揺をもたらした。例年の凶作に喘ぐ小前百姓層は集会を開き、自己の論理を以って公然と藩権力に対し、抵抗をおこなった。そこで問題となっていたのは、①生産方役所による炭の流通統制の問題と、②その指示を受ける在村炭仲間人に対する不満であった。

この事態に直面した西山家組合取締役の佐治兵衛は、彼らの主張に「一理有之」と正当性を認めた上で、自らの案を藩当局に提出する。そして、これらの一連の主張は、効を奏し、従来通りの「勝手売」が認められた。もちろん、そもそも炭の流通統制が生産方役所にとってメリットを生み出したのかどうかについても検証せねばならないが、史料的制約もあり、上部構造の動向は明らかにできない。

ただ、これをもって生産方役所と地域社会の關係が絶たれるわけではなかった。実際に御用取扱役らは貸し付けられていた千両の「土台金」を基に、年間一五万俵の炭を扱い、純利益五百両を生み出す会所運営を行った。一方で「相対売買御免」が認められたからといって、「土台金」を回収されてしまつては、炭の焼き出しに影響が出てしまうことが述べられ、御用取扱役により、積極的な運用が行われたことが知れる。この「土台金」は焼き出しの山方や在村炭仲間へ不平不満がないように貸付けられた。

先に見たように、これらの一連の政策を担った御用取扱役は、従来の組合取締役や農間稼炭買主総代を努めた人物であったことは重要である。藩

当局としてはこうした支配の末端層や、新たに台頭してきた在村仲買人らを御用取扱役に任じることで、地域が生み出す利益の再回収を目論んだのである⁽⁶⁶⁾。しかし、それは「一手買請」制を志向する生産方役所の思惑とは裏腹に、地域社会の抵抗を生み、失敗に終わる。結局藩当局は「相対売買」の下での「土台金」運用で得る利益の回収という部分的な介入に終わった。こうした背景には、御用取扱役が、「上下御為筋」を根本理念とし、生産方役所の「一手買請」制に一面では反発しつつも、一方では「土台金」の運用を積極的に行い、炭の生産・流通を助けようとした点も少なからず影響を及ぼしているだろう。

この小田原藩領域の山林と山続きである丹沢山御林の事例では、幕府炭会所の政策が赤字の累積を招き、過度な生産の強制が行われた点が指摘されているが、今回の事例なども勘案すれば幕府や藩双方の政策の違いはどこに起因するのか、また小田原藩領のように、拝借金等を村落が利用した側面はなかったのか、疑問が浮かんでくる。また、佐倉藩では文政八年(二八二五)に藩領内すべての炭を専売化するが、弘化四年(一八四七)に千葉町外三か村の炭仲買人へ冥加金上納と引き換えに炭の商業権を譲渡している⁽⁶⁸⁾。このような「炭」という同一商品についても諸政策に違いが見られるのはなぜか、江戸という巨大な消費市場の動向や藩財政等とはいかなる関わりをもっているのか。今後幕領や藩領双方の実証的な事例を積み重ねて比較・検討していく必要があるだろう。

炭の生産・流通について、「廢藩置県」以後の動向は必ずしも明らかでないが、明治年間にも村方において炭焼きは連綿と行われる。以降、炭の生産体制・流通構造はいかなる変容を遂げ、それがいかに近代社会へと継承していったのか。今後の課題としたい。

註

- (1) 樋口清之『日本木炭史 新装版』講談社学術文庫、一九九三年)、岸本定吉『炭』創森社、一九九八年。
- (2) 浅井潤子「幕府御林山における林業生産 伊豆天城炭年季請負製炭について」『史料館研究紀要』三号、一九七〇年。
- (3) 大友一雄「江戸市場における薪炭流通と幕府の炭会所政策」『徳川林政史研究所「研究紀要」昭和五八年度、一九八三年)、同「近世後期幕府炭会所の御林経営と農民闘争」『徳川林政史研究所「研究紀要」昭和六〇年度、一九八五年)。なお、その後、幕府炭会所の新炭生産の事例として、駿河国駿東郡の事例(長野ひろ子「化政期〜幕末期の御林炭生産について」『小山町の歴史』九号、一九九六年)や遠江国金谷地方の事例(大塚英二「近世期遠州地方の炭焼業について」『愛知県立大学文学部論集』四七号、一九九九年)、のち同『日本近世地域研究序説』(清文堂出版、二〇〇八年)に所収)が明らかにされ、着実にその実態解明がなされていく。
- (4) 加藤衛弘「近世山村史の研究 江戸地廻り山村の成立と展開」(吉川弘文館、二〇〇七年)。
- (5) 君塚仁彦「幕府御用炭役の展開と村役」『史海』三三三号、一九八六年)、同「江戸城御用炭役と村 武州における一事例」(『関東近世史研究会』二五号、一九八九年)。
- (6) 土屋雅人「佐倉炭の流通と市域四町村 千葉村・登戸村」(『千葉いまむかし』一九号、二〇〇六年)、吉田伸之「佐倉炭荷主と江戸問屋」(近藤和彦・伊藤毅編『別冊都市史研究 江戸とロンドン』山川出版、二〇〇七年)。
- (7) 池田宏樹「上総山村と村落 川越藩上総分領について」(『千葉歴史学会編『近世房総の社会と文化』、高科書店、一九九四年)。
- (8) 尾崎晃・渡邊高弘「千葉県南部における木炭生産(千葉県立房総のむら『町と村調査研究』五号、二〇〇三年)、後藤雅知「大地を拓く人々―上総国夷隅郡笛倉村の百姓と山の利用―」(後藤雅知編『身分的周縁と近世社会 1 大地を拓く人びと』、吉川弘文館、二〇〇六年)、同「十八世紀中期岩槻藩房総分領における堅炭生産の構造」(後藤雅知・吉田伸之編『山里の社会史』、山川出版社、

- 二〇一〇年)、同「近世後期岩槻藩房総分領における真木生産と炭焼立」(『歴史学研究』八九三号、二〇一二年)。
- (9) 生産局、生産方という用語も史料上散見されるが、ここでは、煩雑さを避けるため、正式名称と目される「生産方役所」に統一し、以下叙述をしたい。国産方役所についても同じ。
- (10) 『神奈川県史』通史編三近世二(神奈川県、一九八三年)、『神奈川県史』通史編四近代・現代一(神奈川県、一九八〇年)、村上直・内田哲夫「小田原藩」(『新編物語藩史』新人物往来社、一九七六年)、内田哲夫「小田原藩」(有隣堂、一九八一年)他。
- (11) 西山家組合の存在した現山北町が刊行した『山北町史』通史編(山北町、二〇〇六年、以下発行者・発行年を略す)も、炭の一手買いがあったという事実について指摘するのみで、体系的な記述になっていない。
- (12) 岩崎孝和「明治初年の小田原藩藩制改革について」(『会報 明治維新史学会』第七号、二〇〇七年五月一日)。岩崎氏は、二〇〇七年第三七回明治維新史学会大会において先の題で発表を行ったが、論文にまとめられる前にこの世を去ってしまった。
- (13) 馬場弘臣「小田原藩における近世後期の改革と中間支配機構」(『おだわら—歴史と文化—』八号、一九九五年)三二頁。
- (14) 前掲註(13)、三九頁。
- (15) 馬場弘臣「小田原藩における『取締役』制の展開と組合村」(白川部達夫編『近世関東の地域社会』、岩田書院、二〇〇四年)二五三頁。
- (16) 前掲註(13)、四四頁。
- (17) 前掲註(15)、二四三—二四五頁。
- (18) 前掲註(15)、二四八頁。
- (19) 天保五年四月「地誌御調書上帳(神縄村)」(神縄 山崎家文書、正帳一一、個人蔵)、『山北町史』史料編近世(山北町、二〇〇三年、以下発行者・発行年を略す)No.一七。以下、山崎家文書で使用する文書番号は、『山北町所在史料目録 第一集』(山北町文化財保護委員会、一九六八年)による。使用した文書は、山崎佐俊家で実際に閲覧させていただいたものであるが、山北町役場でも、町史編纂事業の際に撮影したマイクロフィルムを事前に申請すれば閲覧できる。
- (20) 年代未詳「山崎家の先祖」(神縄 山崎家文書、未整理、個人蔵)。この史料は、現御当主である山崎佐俊氏の母親にあたる治子氏によって、分かりうる限りでの、先祖の生没年や、戒名、当家に伝わるいわれ等をまとめたものである。また、同家には佐治兵衛が養子にきた際に一緒に持ってきたとされる浮世絵なども伝来する。なお、小川恭一編著『寛政譜以降旗本家百科事典』第三卷(東洋書林、一九九七年)には、家禄五五〇石、居屋敷裏六番町の鈴木左門家が掲載されており、佐治兵衛の母家は同家であると推察される。また、史料上、「佐次兵衛」や「佐治平」等と表記されることもあるが、本論では「佐治兵衛」と統一する。
- (21) 明治三年「小田原藩支配所相模国足柄上郡神縄村切支丹宗門御改御帳寺帳共」(神縄 山崎家文書、正帳四四、個人蔵)。
- (22) 嘉永二年五月「名主病死二付伴後任仰付願出ノ件」(神縄 山崎家文書、状六九、個人蔵)。
- (23) 慶応元年二月「申渡の状(脇指可差免旨)」(神縄 山崎家文書、状八二、個人蔵)。
- (24) 申三月「副戸長申付」(神縄 山崎家文書、状一一五、個人蔵)。
- (25) 承応元年二月「炭納配分書上」(皆瀬川 井上家文書、状林野一、神奈川県立公文書館寄託)。以下、井上家文書で使用する文書番号は、『神奈川県古文書資料所在目録 第二集』(神奈川県立文化資料館、一九八九年)による。
- (26) 元文三年二月「相模国皆瀬川村鑑帳 下書」(皆瀬川 井上家文書、冊四一、神奈川県立公文書館寄託)、『山北町史』史料編近世No.六。
- (27) 前掲註(26)。
- (28) 『南足柄市史』三資料編近世二(南足柄市、一九九三年)No.二二六(刈野 武井延禎氏蔵)。
- (29) 万延二年一月「乍恐以書付御伺奉申上候御事(炭稼二付)」(皆瀬川 井上家文書、状林野五七、神奈川県立公文書館寄託)、『山北町史』史料編近世No.四五六。虫損箇所は、万延二年二月「乍恐以書付御伺奉申上候御事」(神縄 山崎家文書、正帳二七、個人蔵)により補訂した。なお、以下、史料に関しては、虫損・破損箇所の字数が推定できる場合は、□。字数を推定できない場合は「」で示

した。史料中の丸数字や傍線は筆者によるものである。

(30) 江戸への炭の輸送は小田原から海路で運ばれた。しかし、小田原の海岸には港の整備がないため、山間部から運ばれた炭は、海岸で小舟や伝馬船に一度積み替えて沖に停泊している廻船に移されたという(『山北町史』通史編、三六四頁)。そのため、「浜納家」とは、一時的に山方から運んだ炭を保管しておく小田原の浜辺にあった納屋のことであると推察される。

(31) この結果、万延二年二月二七日に「此度国産方役所今駄賃稼望之馬持共江鑑札相渡し置候、右ヲ目印ニ荷物可相渡候、鑑札所持不致馬士江者一切荷物為附不申候(万延二年一月「御配府写控之帳」、萱沼 安藤家文書、冊交通五、神奈川県立公文書館寄託)とあるとおり、国産方役所指導のもとで、馬士たちには鑑札が交付され、鑑札を持っていなければ炭荷物の運搬に従事できなくなった。なお、安藤家文書で使用する文書番号は、『神奈川県史資料所在目録—松田町—』第二集(県史編集室、一九七一年)による。

(32) 一時、小田原藩が、旧幕府軍側の遊撃隊に味方し、新政府軍に反旗を翻した事件。結局は遊撃隊を城から追い出し、箱根山崎で戦火を交えた。しかし、一時的とはいえども、遊撃隊の味方をしたことで、新政府により小田原藩の責任追求がなされた。

(33) 『小田原市史』通史編近世(小田原市、一九九九年)九八六頁。

(34) 前掲註(33)、九八七頁。

(35) 「(小田原藩重役幕末手控)」(小田原市立図書館蔵 片岡家文書)(小田原市史)史料編近世I藩政、小田原市、一九九五年、No.二九三。

(36) 前掲註(34)、九八七～九九二頁。

(37) 明治二年一月「御配府控帳」(谷ヶ 武尾家文書、横帳支配三五、神奈川県立公文書館寄託)。以下、武尾家文書で使用する文書番号は、『神奈川県立公文書館寄託資料目録 第一集 武尾家文書一』(神奈川県立公文書館、一九九九年)、『神奈川県立公文書館寄託資料目録 第二集 武尾家文書二』(神奈川県立公文書館、二〇〇一年)による。

(38) 『神奈川県史』通史編三近世二(神奈川県、一九八三年)七四八～七四九頁。

(39) 前掲註(33)、六六一頁。

小田原藩生産方役所による炭の流通統制と地域社会の動向

(40) なお、西山家組合に炭の流通統制が触れだされたのはこの史料が管見の限り初めてであるが、東山家組合では七月の段階で炭の流通統制が始まることを告げる触れが御用留に書き留められている(明治二年一月「御配府扣帳」、萱沼 安藤家文書、冊交通一四、神奈川県立公文書館寄託)。以下、その史料を参考として掲げる。

「以配府申達候然者今般生産方御取建ニ付而者、上下旧後富国第一之御趣意ニ付、御領内江差出候産物一手御買上ニ相成候間、是迄勝手ニ差出候炭之儀以来寺町崩門外江生産方会所ニ而御買上ニ相成候間、御家中并市中焚之分迄も同所江差出可申候、尤貴目之儀者以来別紙之通取極可申候、直段合之儀者東京相場割ヲ以時々相申候、是迄中買いたし候者来ル八月中迄ニ山出しいたし東京行之分ハ送状ヲ以会所江相届改済之上可差出候、万一心得違之者有之候ハ、可被及沙汰ニ候、此段申達候以上

巳七月十七日

生産方役所

萱沼村・弥勒寺村・中山村・宇津茂村・土佐原村・虫沢村・右村々名主」

(41) 明治二年一月「御配府控帳」(谷ヶ 武尾家文書、横帳支配三五、神奈川県立公文書館寄託)、『山北町史』史料編近世No.四九一。

(42) 史料文言によれば「富国強会」と書かれているが、同じ内容の神繩村の史料(年未詳「庚午」 「御配符之覚之帳か」(神繩 山崎家文書、長帳二六、個人蔵)や萱沼村の史料(明治二年一月「御配府扣帳」萱沼 安藤家文書、冊交通一四、神奈川県立公文書館寄託)では「富国強兵」と記されている。そのため、ここでは書き誤ったものと判断し、「富国強兵」として以降、史料文言を用いることとした。

(43) 明治二年一月「御配府控帳」(谷ヶ 武尾家文書、横帳支配三五、神奈川県立公文書館寄託)。

(44) 前掲註(33)、二四一頁。

(45) 明治二年一〇月「炭一件小前物代願書写」(神繩 山崎家文書、正帳四〇、個人蔵)。

- (46) 『山北町史』史料編近世、一三三―三八頁。
- (47) 慶応三年九月「助郷歎願書写」(神繩 山崎家文書、正帳三〇、個人蔵)。
- (48) 明治二年三月「近年稀成ル穀高二付御救助歎願之事」(神繩 山崎家文書、状八五、個人蔵)。
- (49) このことに關して、当地方の民俗調査成果の中に「大正十年(筆者註―一九二一年)頃まではオキ(山の方)とサト(里山北)の間に炭と米の物々交換が行われていた」(『西丹沢の民俗―神奈川県足柄上郡山北町共和地区―』東京教育大学民俗学研究会、一九六二年、三四頁)とある点は、史料と重なる部分がある。
- (50) この時期、西山家組合惣代には、川西村兵三郎、都夫良野村与右衛門の両名が就いていたことがわかる。ただ史料上、両名は「小前惣代」とも記される場合があり、【史料4】からもわかるとおり、小前百姓層の中心的人物として活躍が認められる。彼らが組合村運営にいかに関わっていたのかについては、小前百姓層との関わりとともに今後の課題である。
- (51) 年末詳「書状(生産方炭一件)」(神繩 山崎家文書、状一八八、個人蔵)
- (52) 主にこの地方では櫛・櫛・櫛などを「堅木(カタギ)」といい、櫛・櫛・櫛とくわ・みづくさ・その・楠などを「雑木」といった(『足柄地区民俗資料調査報告書(一)』神奈川県教育委員会、一九七二年、一六二頁)。明治の初年とは異同はあるが、参考になろう。
- (53) 「炭荷買入人」とは具体的にどのような人物かが問題となるが、史料と同様の内容を持つ「乍恐以書付御歎願奉申上候(諸作不毛二付)」(神繩 山崎家文書、正帳三九、個人蔵)の中に、剝がれてはいるが付札があり、「皆瀬川村字人・遠佐治衛分村方江式拾俵替与申触御座候趣」とある。小前百姓の主張の内、③と重なる部分であり、「炭荷買入人」の部分は具体的に「皆瀬川村字人遠佐治衛」を指すということになろう。つまり、ここでは「炭荷買入人」とは都市の炭問屋を指す用語ではなく、在村炭荷仲買人を指していると想定しておきたい。ただ、後掲【史料6】に「遠村之分仲買共江土台金御下ヶ渡し売買被 仰付候」とあるように、実際は炭の流通統制が敷かれるにあたり、在村炭仲買人は小田原藩より下ヶ金が渡され、生産方役所の体制下に組み込まれた。実際、明治二年八月二七日、平山村善六は「御上様分下ヶ金」として一七一兩の内、六八兩を「炭拝借用」として受け取っている(明治二年八月「炭拝借用請取証文」(谷ヶ家文書、状商業金融二八―三、神奈川県立公文書館寄託)。そのため、「炭荷買入人」とは、生産方役所の指示を受けた在村炭仲買人であると考えたい。
- (54) 明治二年一〇月「覚(集会趣意ヶ条之事)」(都夫良野 岩本家文書、状二二八、個人蔵)・『山北町史』史料編近世No四九三。『山北町史』では若干文字の読み違えがあったので訂正した。岩本家文書で使用する文書番号は、『山北町所在史料目録 第三集(山北町文化財保護委員会、一九七六年)による。
- (55) 明治二年四月「上(乍恐以書付奉歎願候佐治兵衛一件)」(神繩 山崎家文書、正帳三八、個人蔵)・『山北町史』史料編近世No四九二。『山北町史』では若干文字の読み違えがあったので訂正した。
- (56) 宮内家は、度々名主を勤めた旧家であり、明治四年二月の「相模国足柄下郡村明細帳」にも名主として署名している(『小田原の近世文書目録 二』、小田原市立図書館、一九八一年、四五―四六頁)。
- (57) 明治二年二月「覚(谷ヶ 武尾家文書、状村政一一三、神奈川県立公文書館寄託)」では、土手内組合取締として宮内太次兵衛が署名している。
- (58) 慶応四年「土手内組合夫人足出張取調書上帳」(金子 間宮家文書、交通七二、神奈川県立公文書館寄託)では、上久野村名主として五郎左衛門が署名している。
- (59) 明治三年一〇月「三ツ俣種貸付方何書(三俣種)」(神繩 山崎家文書、正帳四一、個人蔵)。
- (60) 【史料3】の「取扱之者」のことである。史料上、御用取扱、御取扱などと出てくるが、ここでは「御用取扱役」と統一する。この他にも、管見の限りでは、領内産物の煙草に關しても「御用取扱役」が任じられており、「生産方御用取扱役」(明治三年五月「弥勒寺種粕帳」、萱沼 安藤家文書、冊諸産業九、神奈川県立公文書館寄託)などと記されている。炭の生産・流通や諸産業(三俣等)の育成に關しては、佐治兵衛(神繩村名主・西山家組合取締役)、平山村善六(史料2)で農間稼炭買主惣代として名前が挙がる、宮内太次兵衛(池上村名主・土手内組合取締役)、長谷川五郎左衛門(上久野村名主)の四名(後者二名に關しては後掲【史料9】を参照)が任命されたものと思われる(後者二名がなぜここで署名

を行っていないかについては不明)。

(61) 年代未詳「炭御趣法替書上帳」(神繩 山崎家文書、正帳九三、個人蔵)。

(62) 明治四年六月「上」(乍恐以書付奉願上候)炭荷買上ノ件(神繩 山崎家文書、綴二、個人蔵)。

(63) なお、宮内太次兵衛・長谷川五郎左衛門については、明治二年九月「御通達御用留扣」(高尾 近藤家文書、神奈川県史写真製本を使用、神奈川県立公文書館蔵)で、神保忠右衛門(山王原村名主・往還通組合取締役)とともに兩名が「生産方御用役惣代」として触れを出している。生産方役所の上部構造に関しては、兩名がどのような役割を果たしたのかとともに、さらに研究の余地が残されている。

(64) 以上、高橋伸拓「明治初期における足柄県政の成立と展開」(小田原近世史研究会編『近世南関東地域史論』岩田書院、二〇一二年)。

(65) 明治一二年一月「(金)納目録」(萱沼 安藤家文書、状追加分文書一九、神奈川県立公文書館寄託)。

(66) 佐治兵衛も表2からわかるとおり、万延二年(一八六一)の段階で農間稼炭買主に名前が挙がっている点も生産方役所にとっては好都合であったと思われる。

(67) 前掲註(3)大友一雄「近世後期幕府炭会所の御林経営と農民闘争」。

(68) 前掲註(6)土屋雅人「佐倉炭の流通と市域四町村―千葉村・登戸村―」。

〔付記〕

史料の調査・閲覧にあたっては、所蔵者の山崎佐俊氏、岩本宣夫氏に大変お世話になりました。また、山北町地方史研究会会長茂木哲夫氏、山北町文化財保護委員山崎泰氏には格別のご厚情を賜りました。末尾ながら、御礼申し上げます。

